

2025 年 6 月 26 日改定

定 款

日本冶金工業株式会社

日本冶金工業株式会社定款

第1章 総則

- 第 1 条 当社は、日本冶金工業株式会社と称し、英文では、Nippon Yakin Kogyo Co., Ltd. と表示する。
- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製錬
 2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売
 3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、タングステン等の非鉄金属、その合金およびセラミックスの製造加工ならびに販売
 4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理
 5. 土壌および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生処理
 6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼構造物の製造ならびに販売
 7. 厨房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器および建築資材の製造ならびに販売
 8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負
 9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および貸金業
 10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の経営ならびに給食業
 11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売
 12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業および通関業
 13. 損害保険代理業および生命保険媒介業
 14. コンピュータ情報システムの開発および販売
 15. 前各号に附帯関連する一切の事業
- 第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。
- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人
- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式および株主

- 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5千5百80万株とする。
- 第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
- 第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。
- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
- 第 10 条 当会社の株主名簿等への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱ならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。
- 第 11 条 株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 次条に定める請求をする権利
- 第 12 条 株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

- 第 13 条 株主総会は、法令に規定する事項および定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続および廃止について、その決議により定めることができる。
- ② 前項に定める当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。
- 第 14 条 当会社の株主総会は、定時および臨時の2種とし、定時株主総会は、毎年決算期の

翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

第 19 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主1名に限る。この場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 20 条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の3日前までに当会社に通知しなければならない。

第 21 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

第 22 条 当会社の取締役は、15名以内とする。

② 取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

③ 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

⑤ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 23 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。
- 第 24 条 取締役会の決議をもって取締役会長（監査等委員である取締役を除く。）1名、取締役社長（監査等委員である取締役を除く。）1名を選定することができる。
- 第 25 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。
- 第 26 条 取締役会長は、取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
- 第 27 条 取締役会の招集は、各取締役に対して、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。
- 第 28 条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
- 第 29 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
- 第 30 条 取締役会に関する規程は、別に取締役会の決議をもってこれを定める。
- 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 第 32 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

- 第 33 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。

第 35 条 監査等委員会に関する規程は、別に監査等委員会の決議をもってこれを定める。

第6章 会計監査人

第 36 条 当会社の会計監査人は、株主総会でこれを選任する。

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会でこれを定める。

第7章 計算

第 39 条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。その事業年度末日に決算を行う。

第 40 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第 41 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には、利息をつけないものとする。

附則

1. 当会社は、第143期定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。